

公告第 721 号
平成 29 年 10 月 5 日

鈴与健康保険組合
理事長 鶴田多彦



公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について、下記のとおり公告する。

記

1. 標準報酬月額 (等級) 340,000円 (第24等級)
標準報酬日額 11,330円
2. 算定根拠
平成29年9月末における全被保険者の同月標準報酬月額の平均額 (339,059円) を適用する。
3. 適用年月日 平成30年4月1日
4. 適用方法
任意継続被保険者の従前の標準報酬月額 (等級) が、第24等級を超えるときは、上記標準報酬月額 (第24等級) を適用。
第24等級以下の時は、従前の標準報酬を適用する。

以上